

消防の動き

360号

平成13年2月

全国95万人の消防団員は、阪神・淡路大震災等におけるめざましい活躍でも示されたとおり、地域愛護の崇高な精神に基づき、消火活動のみならず、地震や風水害等の大規模災害時の救助救出活動などに身を挺して従事するとともに、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動等幅広い分野で活躍している。

しかしながら、このように重要な役割を果たしている消防団も、近年の都市化による住民の連帯意識の希薄化の傾向、国民の就業形態の変化等の影響を受けて、団員数の減少、サラリーマン団員の増加等の問題が生じてきており、消防団の充実強化のための施策を総合的に推進することが喫緊の課題となっている。

消防庁として13年度予算等において講じた措置は、次のとおりである。

- ア 消防庁長官表彰、シンポジウムの開催、ポスター・テレビ・ラジオ等によるPRを実施するとともに、
- イ 「消防団拠点施設等整備事業」に8億1,100万円を確保したほか、無線機器や安

消防団の充実強化



消防庁次長

片木 淳

全装備品等の総合的な整備に対して補助を行う「消防団活性化総合整備事業」を前年比11.3%増の5億6,600万円余としている。

ウ 消防団員の報酬と出動手当等の交付税算入額を、それぞれ従来以上に増額する

とともに、退職報償金支給額についても引き上げる予定である。

エ また、消防団員のイメージアップ等を図るため、全国消防長会、日本消防協会等のご意見も伺いながら、女性消防団員の服制の全面的な見直しなど、消防職団員の服制の改善について、今年度中に結論を得る予定である。

このほか、消防団への青年層・女性層の加入の促進、消防団に対する企業や地域住民の積極的な参加・協力の推進、消防団と地域の自主防災組織等との連携の推進、消防団員の各種資格取得の支援など、今後とも、関係者のご意見も十分伺いながら、消防庁として積極的に取り組んでいく所存であり、皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

もくじ

● 巻頭言（消防団の充実強化）	消防庁次長	1
● 中央省庁等改革後の国の防災体制	防災課	2
● 災害に強い安全なまちづくりの推進（緊急防災基盤整備事業の延長）	防災課	9
● 緊急消防援助隊要綱の改正	防災課	12
● 平成13年春季全国火災予防運動の実施	予防	14
● 北から南から「郷土、上益城の安心のある暮らしを守る」	熊本県上益城消防組合消防本部 消防長	住田 守 16
● 広報資料（4月分）	防火管理の徹底	予防課 17
	林野火災の防止	防災課 18
	地震!! そのとき、あなたは どうする!? ～外出編～	震災対策指導室 19
● 最近の行事から	第47回文化財防火デーの消防訓練	予防課 21
	第4回消防防災研究講演会の開催	消防研究所 22
	全国消防防災主管課長会議の開催	総務課 23
● お知らせ	平成12年度優良消防防災機器開発・科学論文表彰式の開催	消防研究所 24
	第5回防災まちづくり大賞表彰式の開催	防災課 25
	少年消防クラブフレンドシップ2001の開催	防災課 26
	平成13年1月の主な通知・通達	総務課 27
	消防庁辞令	総務課 27
	2月の広報テーマ	総務課 28
● テレビによる防災キャンペーン（3月分）	防災	28

中央省庁等改革後の国の防災体制

防 災 課

1. 中央省庁等改革の概要

近年の少子・高齢化、国際化、高度情報化などの急速な進展により、我が国の経済社会が大きく変化している中で、国民生活にとって重要な課題や内外の諸情勢に行政が機敏に対応していくことが、より強く求められています。

明治維新、戦後改革に並ぶ第三の改革というべき中央省庁等改革は、このような要請にこたえ、「国が自らを率先改革し、国政に国民の視点に立った総合性と機動性を取り戻し、国本来の役割を果たすことができるよう、「政府の新生」を図るもの」（平成13年1月6日森内閣総理大臣談話）であり、その四本の柱は以下のとおりです。

- 政治主導の確立（内閣機能強化）
- 省庁再編成
- 透明化・自己責任化（独立行政法人化等）
- 行政のスリム化

今回の中央省庁等改革は、平成8年11月に行政改革会議が発足し、21世紀がスタートする2001年1月には新体制へ移行することを目指して、その議論が始まりました。平成9年12月にはその「最終報告」が提出され、その内容を実現するよう、「中央省庁等改革基本法」などの関連法律・政省令の制定等の準備が進められ、平成13年1月6日に新たな中央省庁体制が発足しました。

2. 中央省庁等改革後の国の防災体制

(1) 内閣の危機管理機能の強化

ア 内閣の危機管理機能強化の経緯

阪神・淡路大震災（平成7年1月）、地下鉄サリン事件（平成7年3月）、ナホトカ号流出油災害（平成9年1月）などを契機に、国の危機管理機能強化の必

要性について、国民の意識が高まってきました。それに対し以下のような対応が講じられていました。

- ・ 大規模災害発生時に関係省庁幹部（緊急参集チーム）は官邸に緊急参集することとする（平成7年2月）
- ・ 内閣情報集約センターの設置（平成8年5月）

行政改革会議中間整理（平成9年5月）において、内閣官房に、危機管理を専門的に担当する官房副長官に準ずるクラスの職を置くこと及びそれを補佐する事務体制の整備などが提案されました。これに伴い、緊急事態に対し内閣として必要な措置について第一次的に判断し、初動措置について関係省庁と総合調整を行うこと等を任務とする内閣危機管理監を設置（平成10年4月）し、内閣安全保障室を内閣安全保障・危機管理室に改組（平成10年4月）し、また、政府の総合的かつ統一的な危機管理機能の強化を図るため、内閣に危機管理関係省庁連絡会議を設置（平成10年4月）しました。その他に、大規模地震、風水害、ハイジャックなど危機の類型別に政府としての危機管理対応マニュアルを作成しています。

イ 中央省庁等改革後の内閣官房の組織

昨今の国家目標の複雑化や内外の環境変化の激化などを背景に、行政全体の戦略性・総合性を確保し、機動的かつ迅速な意思決定ができるよう、内閣及び内閣総理大臣の国政運営におけるリーダーシップを高めるための仕組みを整備することが喫緊の課題となっており、今回の中央省庁等改革において、内閣機能強化のための措置が講じられています。

内閣官房は、重要政策の企画立案・総合調整機能を担当し、内閣総理大臣のリーダーシップを支える機関として位置づけられています。

内閣官房には、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監に加えて、新たに内閣官房副長官補（3人）、内閣広報官及び内閣情報官を置き、内閣官房副長官補は、従来内閣内政審議室、内閣外政審議室及び内閣安全保障・危機管理室が所掌していた事務について、情勢に応じた対応が可能になるよう、3人の職務分担を固定していません。また、内閣総理大臣補佐官を5人以内に拡充するとともに、内閣官房に行政組織の内外から優秀な人材を機動的に登用できるようにしています。

ウ 中央省庁等改革後の内閣危機管理監などの位置づけ

中央省庁等改革基本法に内閣機能の強化や、中央防災会議の任務として、災害発生時において、内閣官房の危機管理機能を助けることが規定されたこと等を踏まえ、中央防災会議の幹事並びに非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の構成員として内閣官房の職員を位置づけています。

具体的には、中央防災会議の幹事会の会長に意見を述べる事ができる幹事会顧問に内閣危機管理監を充てるとともに、幹事に内閣官房の職員を位置づけています。また、非常災害対策本部の副本部長及び緊急災害対策本部の本部員には内閣危機管理監を充てるとともに、非常災害対策本部の本部員及び緊急災害対策本部の本部事務局の職員に内閣官房の職員を充てることを予定しています。

エ その他

危機管理機能等の内閣機能の強化を施設面からも担保するため、より対応能力や信頼性の高い危機管理センターを併設した新官邸の整備を進めています。

(2) 内閣府の創設

ア 内閣府（防災部門）の概要

内閣府は、内閣機能強化の一環として内閣総理大臣がその指導性を十分に発揮できるよう、「知恵の場」として機能する機関として、総理府本府、経済企画庁及び国土庁の一部等を再編統合し、新たに内閣に創設されました。

内閣府の任務は、内閣の統括機能を助けるために各省より一段高い立場に立って、特定の内閣の重要施策に関して、内閣官房を助け、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案及び総合調整を行うことなどとなります。

内閣府の所掌事務の一つである防災行政については、防災担当の政策統括官（中央省庁等改革に伴い新設された局長級の職）のもと、旧国土庁防災局と同様に下記の事務を行います。

- ・ 災害の予防、応急対策、復旧・復興に関する基本的な施策の企画立案・総合調整
- ・ 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の事務局

イ 内閣官房と内閣府の関係

内閣官房は危機管理機能を有し、内閣府は内閣補助事務を担うこととされています。

大規模な自然災害等発生時は、内閣官房と内閣府が一体となり、情報収集等緊急対応を行うこととしています。

また、内閣官房の危機管理部門と内閣府の防災部門が、平常時から情報交換を密にし、一体となって迅速かつ円滑な危機管理・防災対策に資することを目的として危機管理・防災関係連絡会議を設置しています。

(3) 防災担当大臣の設置

特命担当大臣は、内閣府が内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整を行うという業務の特徴を踏まえて、強力かつ迅速に政策の調整を行うために設置されています。

防災担当大臣は、特命担当大臣として内閣府に置かれ、下記の役割を担います。

- ・ 防災に関する基本的な政策の企画・立案
- ・ 防災行政について関係省庁間の総合調整
- ・ 大規模災害発生時の応急対策

また、防災担当大臣は、その掌理する事務について、中央防災会議に諮問し審議させることができます。

防災担当大臣は、中央防災会議の必要的委員に位置づけられています。また、非常災害対策本部が設置されるときはその本部長となり、緊急災害対策本部が設置されるときはその副本部長となるとともに、必要に応じて災害現地に派遣される政府調査団の団長となることが予定されています。

(4) 中央防災会議の活性化

ア 中央防災会議の位置づけ

中央防災会議は、内閣の重要政策に関して行政各部の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するための機関である、四つの重要施策に関する会議の一つとして、内閣府に設置されています。

中央防災会議は、以下の事項をその役割としています。

- ・ 防災基本計画及び地震防災計画の作成及びその実施の推進
- ・ 非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進
- ・ 内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議（防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等）など
- ・ 防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申

イ 中央防災会議の活性化

中央防災会議の任務を踏まえ、防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見陳述権を新たに規定しています。

また、防災担当大臣を必要的委員として位置づけるとともに、大学教授、都道府県知事等学識経験者を新たに委員として追加しています。

ウ 中央防災会議の組織

中央防災会議は、その議決により専門調査会を置くことができます。

また、中央防災会議は、審議会的な機能とともに、防災基本計画の実施の推進等執行機関としての性格を有することもあり、会長及び委員を助けるため幹事を置きます。幹事は関係省庁の局長級の職員が充てられ、引き続き、関係省庁等間の連絡・調整を密に行い、中央防災会議決定を実施できる体制をとっています。幹事の合同機関として幹事会を設置し、会長には内閣府大臣政務官、顧問には内閣危機管理監、副会長には消防庁次長及び内閣府政策統括官（防災担当）が充てられ、また、幹事を助ける主事を置き、関係省庁の課長級の職員を充てています。

エ 指定行政機関、指定地方行政機関

後述する中央省庁再編に伴い、指定行政機関は、従来の31機関に代えて消防庁をはじめ24機関が指定されています。

また、中央省庁等改革の一つの柱である行政のスリム化の一環として、地方建設局と港湾建設局を統合した地方整備局の設置など地方支分部局の整理合理化を行いました。これに伴い、指定地方行政機関は、従来の24機関に代えて22機関が指定されています。

オ 指定公共機関

効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図ることを目的として、国が行う政策の実施機能のうち一定のものについて独立行政法人制度が導入されます。これに伴い、本年4月以降設置される予定の独立行政法人のうち、消防研究所をはじめ災害対策に関係の深い機関については指定公共機関に指定されることが予定されています。これらの機関は、防災業

務計画の作成等既存の指定公共機関と同様の責務に加えて、職員派遣等の責務を負うものです。

(5) 中央省庁再編

各省庁は、21世紀の主要な行政課題に的確に対応するため、主要な任務を基軸として、できる限り総合性及び包括性を持った行政機能を担うよう、大括りに再編成されました。

災害対策は、災害予防から、応急対策、復旧・復興まで様々な局面があり、また国土保全、まちづくり、応急措置、財政金融措置など多様な分野に関わることから、引き続き、中央防災会議を中心に、政府全体が一体となって対応する必要があります。

なお、省庁再編によって、資源エネルギー庁の特別な機関として原子力安全・保安院が置かれています。この機関は、従来、通商産業省と科学技術庁が分担していた原子力安全規制を一元的に担当し、また、事故等が発生した際には、迅速・的確な防災対策を講ずることを任務としています。

(6) その他

非常災害が発生した場合、国家的立場から災害応急対策を推進するため設置される非常災害対策本部については、本部長は、自然災害の場合、防災担当大臣（あるいは危機管理担当大臣又は内閣官房長官）を、事故災害の場合、安全規制担当省庁の國務大臣を、副本部長は関係府省庁の副大臣（又は大臣政務官）及び内閣危機管理監を充てることとし、また、本部員には従来関係省庁の課長級の職員を充てることを予定していましたが、災害応急対策を迅速かつ強力に推進する観点から、今後は関係省庁の局長級の職員を充てることを予定しています。

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合、国の総力を挙げて災害応急対策を推進するために設置される緊急災害対策本部については、自然災害の場合、本部長は内閣総理大臣を、副本部長には防災担当大臣、内閣官房長官及び危機管理担当大臣を、

本部員は全國務大臣、危機管理監及び副大臣（又は指定行政機関の長）のうち内閣総理大臣が指名する者を充てることとしています。

3. 中央省庁等改革後の災害対策における消防庁の役割

消防庁は、地方自治制度の管理運営を所管する総務省に、消防庁長官をトップとする外局として設置されることとなりました。

消防庁は、中央省庁等改革後も、災害時における地方公共団体から国への情報集約、消防の広域応援等初動体制確立及び中央防災会議等の運営など引き続き国の防災体制において非常に重要な役割を果たしていきます。

(1) 災害情報の集約

大規模災害が発生した場合、被害規模に関する概括的情報を直ちに収集することが、適切な初動対応を実施するためには極めて重要です。

消防庁は、地方公共団体から国への災害情報の集約の窓口となっています。

災害発生時には、消防組織法第22条に基づき、市町村は都道府県を通して消防庁に災害の概況、被害状況、応急対策の状況等を記載した災害即報を報告することとしています。また、災害対策基本法第53条及び防災基本計画に基づき、市町村は都道府県を通して、被害状況及びそれに対してとられた措置を消防庁に報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）に直ちに報告することとしています。これらの両報告とも、市町村は、都道府県に報告できない場合、直接消防庁に報告することとしており、また、災害即報については、一定規模以上の災害について、市町村から都道府県に報告するとともに、直接消防庁に報告することとしています。

また、消防庁では、情報収集伝達体制の強化を図るため、可搬型地球局や、被災状況を映像により把握できる画像伝送システム、全国の震度を入手する震度情報ネット

ワーク、緊急情報や備蓄状況、緊急情報援助隊やヘリポートに関する情報等を消防庁、地方公共団体が共有する防災情報システムなどを整備しています。

(2) 初動体制の確立

消防庁は、防災の第一線における実働部隊となる消防を所管しており、大規模災害発生時において国の初動体制を確立する上で重要な役割を果たしています。

大規模災害発生に際し、内閣の初動措置を始動し、情報の集約を行うため、消防庁次長をはじめ関係省庁幹部（緊急参集チーム）は緊急に官邸に参集します。その後、必要に応じて総務大臣などを構成員とする関係閣僚会議を経て基本的対処方針が決定され、非常災害対策本部あるいは緊急災害対策本部が設置されることとなります。

また、大規模災害や特殊災害などの場合、緊急消防援助隊の派遣など、市町村あるいは都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図る必要があるため、消防庁長官は、都道府県知事の要請により、他の都道府県知事に対し、災害発生市町村の消防応援のため必要な措置をとることを求めることができ、また大規模災害時において都道府県知事の要請を待つとまがない場合には、要請を待たないで被災地以外の都道府県知事に対し、応援のための措置を求めることができるとともに、直接市町村長に応援出動等の措置を求めることができます。

(3) 中央防災会議等の運営

消防庁は、防災に関し地方公共団体に対する国の窓口となるため、中央防災会議の運営において重要な位置を占めています。そのため、会長及び委員を助けるための幹事の合同機関として設置された幹事会の副会長に消防庁次長が充てられており、地域防災会議への勧告又は指示すること、都道府県知事から災害状況等についての通報を受けることなどの事務を担っています。

また、同様に、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の事務局次長として消防庁

審議官が充てられており、地方公共団体に関する事務を中心に、非常災害対策本部の運営において重要な位置を占めています。

(4) その他

消防庁では、前述のほか、下記の項目について防災対策の一層の強化に取り組んでいます。

ア 地域の安全性を高めるための基盤整備
災害に強い安全なまちづくりを推進するため、補助事業に加え、緊急防災基盤整備事業や防災まちづくり事業等により、公共施設等の耐震性の強化、防災拠点の整備などを進めています。

イ 地方公共団体の防災体制の強化

地方公共団体の防災体制の強化を図るため、都道府県、市町村を通じた災害時の初動体制の強化、地域防災計画の見直しの推進等を行います。

ウ 広域応援体制の整備

緊急消防援助隊の強化など広域消防応援体制の充実を図るとともに、地方公共団体間の広域応援協定の締結の促進、ヘリコプターの運行状況等の広域応援の対応能力のデータベース化等を進め、広域的な応援体制の強化を図っています。

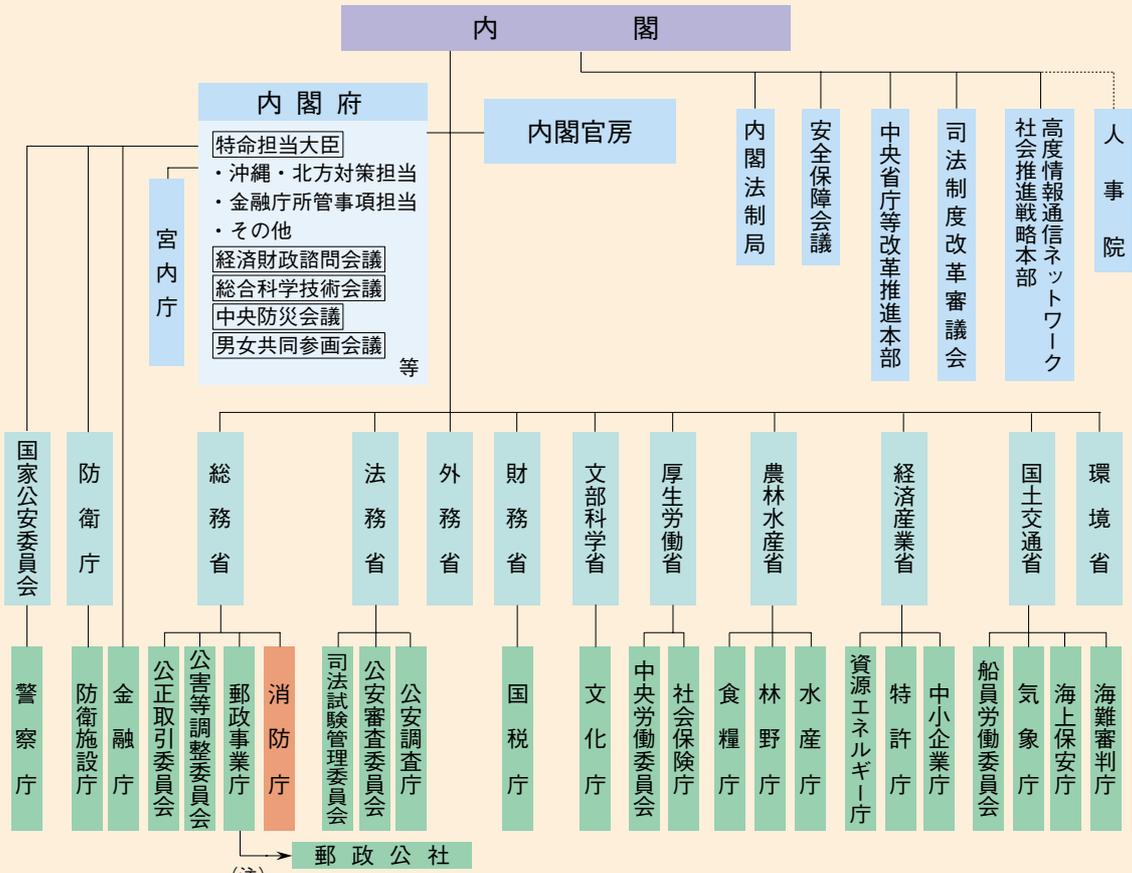
エ 高度防災情報通信体制の整備促進

衛星系の整備等により通信手段の多重化を図り、災害に強い情報ネットワークの形成に努めるとともに、IT革命に対応して、衛星通信システムや消防無線のデジタル化の促進や消防防災機関における情報化推進施策の支援を図っていきます。

オ 自主的な防災活動の活性化

住民の防災意識の高揚に努めるとともに、コミュニティ防災のための資機材や活動拠点の整備や研修・訓練の実施等に係る財政措置を講じるなど、自主防災組織や災害時のボランティアの活動環境の整備に努めています。

新たな行政機構図



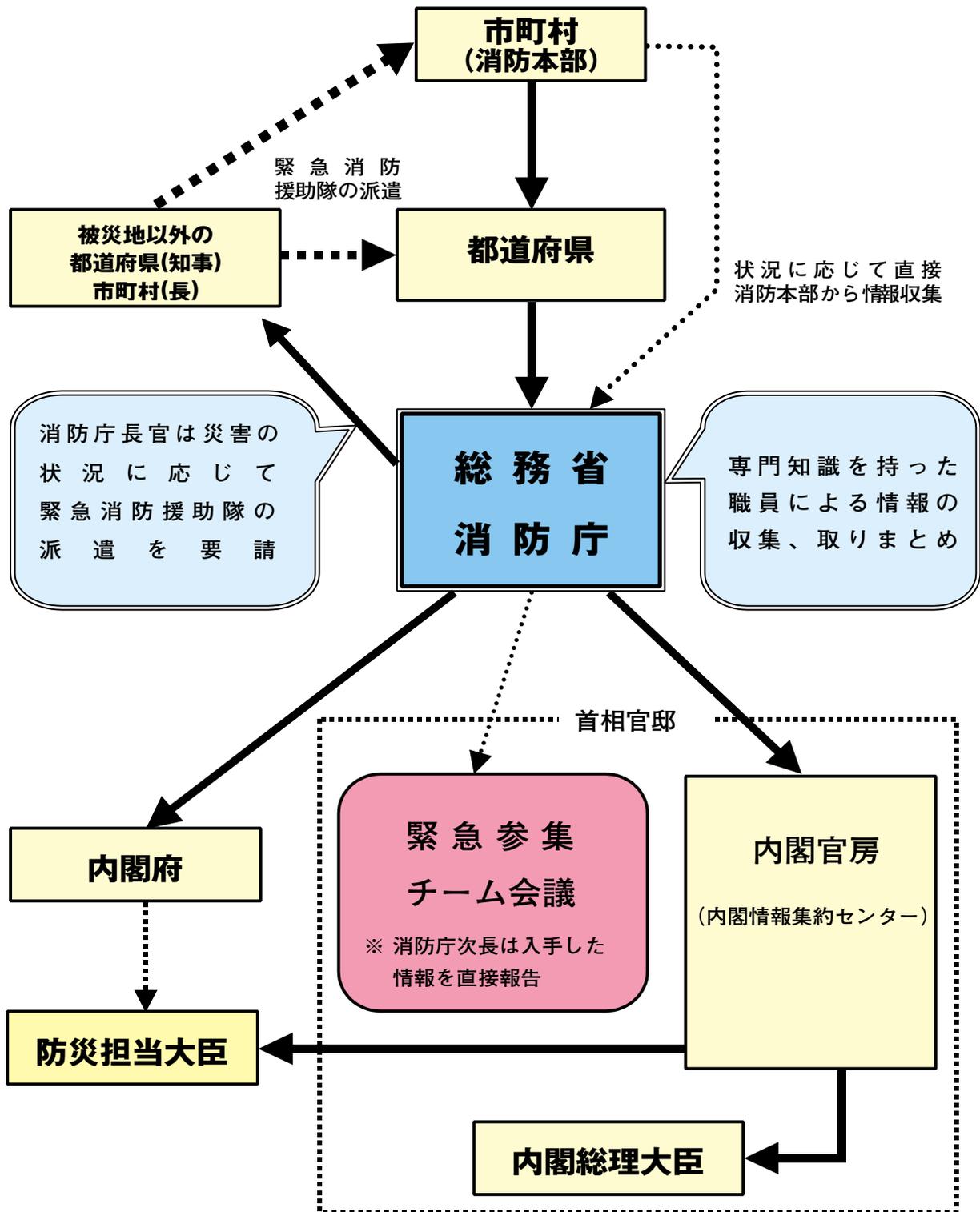
(注) 郵政事業庁は平成15年中に郵政公社に移行。

旧省庁体制
総理府
国家公安委員会(警察庁)
金融再生委員会
総務庁
北海道開発庁
防衛庁
経済企画庁
科学技術庁
環境庁
沖縄開発庁
国土庁
法務省
外務省
大蔵省
文部省
厚生省
農林水産省
通商産業省
運輸省
郵政省
労働省
建設省
自治省



新たな省庁編成
内閣府
国家公安委員会(警察庁)
防衛庁
総務省
法務省
外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省

災害時における情報の流れ (地方公共団体関係)



情報通信体制の一層の整備のため、消防庁、地方公共団体は

- ① 画像、データ通信等の通信の高度活用のためのデジタル化
- ② 災害時の通信確保のための衛星通信システムの整備・活用を推進していく

災害に強い安全なまちづくりの推進 (緊急防災基盤整備事業の延長)

防 災 課

1. 概 要

死者6,432名を数えた阪神・淡路大震災等近年の災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくりを推進することは重要な課題となっています。このため、

- (1) 災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正等を踏まえた地域防災計画の見直しの推進
- (2) 防災機能を高める社会資本の整備
- (3) 自主防災組織や防災ボランティアの活動環境の整備
- (4) 非常用備蓄体制や情報収集伝達体制の一層の充実 など

防災対策全般にわたる強化が求められています。

消防庁では、このような状況を踏まえ、防災対策の強化を図るための地方公共団体の取組に対し、ハード・ソフトの両面にわたる積極的な支援を引き続き実施し、「災害に強い安全なまちづくり」を強力に推進することとしています。本年2月13日に閣議了解された『平成13年度地方財政計画』に基づく防災に関する地方単独事業に対する支援措置のうち、緊急防災基盤整備事業の延長等については、次のとおりです。

2. 緊急防災基盤整備事業の延長

- (1) 緊急防災基盤整備事業の延長について

消防庁では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、緊急の課題となっている防災基盤等の整備の円滑な推進を図り、地方単独事業による「災害に強い安全なまちづくり」を強力に進めるため、平成7年度の第2次補正におい

て、緊急防災基盤整備事業を創設しました。地方公共団体においては、本事業により、庁舎耐震化や公共施設耐震化、防災情報通信施設整備、防災拠点施設整備等を推進してきました。

本事業は、大規模な地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう21世紀までに緊急に防災機能の向上を図ることを趣旨としていたため、事業期間は、平成7年度の第2次補正から概ね5ヶ年度間（平成12年度まで）としていました。しかし、近年においても、有珠山噴火災害、三宅島噴火災害、東海豪雨災害、鳥取県西部地震など各種災害が頻発し、大規模災害発生時に住民の安全が確保できるように、災害対策への取組を強化することが大きな課題となっています。そのため、対象事業を一部見直した上、緊急防災基盤整備事業を平成17年度まで5ヶ年度間延長し、公共施設等の耐震化及び防災基盤の整備について、引き続き同様の財政措置を講じ、地方公共団体の防災体制の整備に対する取組を支援することとしました。

平成13年度地方財政計画において1,110億円の事業費を確保しており、財政上極めて手厚い措置（次頁図参照）がされていますので、平成17年度までの時限措置とされている本事業の趣旨を踏まえ、各地方公共団体におかれましては、積極的に本事業を活用し、公共・公用施設の耐震化や、緊急に整備すべき防災基盤の整備を推進することが望まれます。

なお、要綱など詳細については別途お知らせいたします。

(2) 延長後の緊急防災基盤整備事業の概要

ア 期間

- ・ 平成17年度まで

イ 対象事業

公共施設等の耐震改修

- ・ 地域防災計画上の避難地とされている公共施設、公用施設
- ・ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設（庁舎を含む。）
- ・ 不特定多数の者の利用する公共施設等（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設、福祉施設等を含む。）

地域防災計画に基づき重点的に推進される防災基盤の整備、増強一般

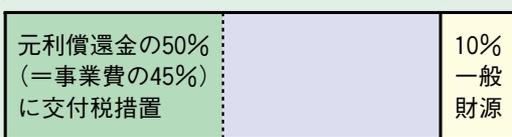
(事業例)

- ・ 広域防災拠点、災害物資搬送拠点施設の整備
- ・ 防災情報通信施設（防災行政無線等）
- ・ 消防防災ヘリコプターのヘリポート、資機材倉庫
- ・ 避難地又は災害対策の拠点となる公共施設、公用施設への備蓄倉庫、非常用電源などの設置

ウ 財政措置

- ・ 一般単独事業債（一般事業・一般分）のうち、緊急防災基盤整備事業分を充当
- ・ **充当率90%**
- ・ **元利償還金の50%に交付税措置**（事業費の45%に交付税措置）

対象事業費の90%に一般単独事業債（一般事業・一般分）のうち、緊急防災基盤整備事業分を充当



対象事業費

3. 「防災対策強化経費」の充実

ソフト面での支援として、「防災対策強化経費」を総額で218億円確保しました。（普通地方交付税による措置）

(1) 地域防災計画の見直し

防災アセスメント及び被害想定の実施など地域防災計画の見直し並びに公共施設等に係る耐震化計画策定の経費として、70億円の財政措置を講じました。

地域防災計画は、地方公共団体における総合的な防災対策の基本となるものであり、消防庁では、その見直しについて基本的留意事項等を示すとともに、その経費に対して地方財政措置を講じてきました。

地域防災計画の実効性を高めるためには、地域の災害危険性を十分に把握する必要があることから、特に市町村においては、風水害を想定した防災アセスメントの実施、防災施設の災害時の有効性評価等を推進するようお願いいたします。

なお、地域防災計画の作成・修正に当たってその基となる防災基本計画について、昨年5月に原子力災害対策編の修正が、12月に省庁再編に伴う修正が行われたところです。都道府県・市町村においては、これらの事情も踏まえて、地域防災計画の見直しに取り組むようお願いいたします。

また、平成13年度は、新たに、大規模災害時に防災拠点等となる公共施設等の耐震化を推進するため、耐震化計画策定経費について財政措置を講じることとしています。なお、耐震化計画策定に係る指針等については別途お知らせいたします。

(2) 防災対策の充実148億円の財政措置を講じました。

ア 住民の防災活動の活性化

自主防災組織や災害ボランティアなど、地域住民による防災活動の活性化を図るため、研修、訓練等の実施、資機材の整

備等に係る財政措置を講じており、平成12年4月1日現在の自主防災組織数は96,875組織、自主防災組織の組織率は56.1%となるなど、住民の防災活動は活発になっています。

イ 非常用物資の購入備蓄の充実

地方公共団体における水、食料、医薬品、毛布等の非常用物資の購入備蓄に必要な財政措置を講じています。

ウ 情報通信体制の強化

携帯電話等から119番通報を受けるシステムの確立を図るとともに、通信機器の耐震化など防災情報ネットワークの強化に必要な財政措置を講じています。特に、携帯電話等から119番通報を受けるシステムの確立に係る経費については、平成8年度から11年度まで年間約1,000

万台ずつ増加するという携帯電話等の急速な普及状況を踏まえ、財政措置を講じています。

また、平成13年度は、消防団の情報通信体制の強化を図るため、新たに、消防団員が携帯する無線機等の整備に必要な財政措置を講じることとしています。

4. おわりに

災害などから住民の生命・身体・財産を守り、安全で安心できる地域社会づくりに取り組むことは、消防防災行政の基本的責務です。財政、経済状況等厳しい状況下ではありますが、ハード面では緊急防災基盤整備事業、防災まちづくり事業等を活用し、ソフト面では防災対策強化経費等を十分活用し、是非積極的な対応をお願いします。



緊急防災基盤整備事業の活用事例（青森県総合防災情報システム）